

令和7年度 事業計画書

那珂川町社会福祉協議会

令和 7 年度 那珂川町社会福祉協議会事業計画

【目 標】

『共に支え合う地域社会・誰もが安心して暮らせる ふくしのまち』

【基本方針】

人口減少・少子高齢化が進み地域社会のあり様が変容する中、社会的孤立や貧困・格差がますます広がり、「8050 問題」や「ダブルケア」等、地域生活課題は複雑化・多様化しています。これらの状況に対応するため、社会福祉法や介護保険法の改正等、社会福祉制度・施策は「地域共生社会の実現」が共通のテーマとなっています。

このような状況にあるからこそ、那珂川町社会福祉協議会においては「地域共生社会の実現」に向けて「第 3 期那珂川町地域福祉推進プラン」を着実に進めていくとともに、令和 7 年度に策定予定の「第 4 期那珂川町地域福祉推進プラン」では、更なる人口減少・少子高齢化を踏まえて策定してまいります。

また、地域課題を解決するためには、地域住民の主体的な活動や、自助、互助、共助、公助のバランスを意識した地域福祉実践が重要となります。地域課題にきめ細かく対応するために、6つの重点項目を掲げ、行政機関・民生委員児童委員・福祉事業者等と連携・協働して「共に支え合う地域社会・誰もが安心して暮らせるふくしのまち」の実現を目指します。

【重点項目の設定にあたり】

社会福祉協議会は、行政からの補助金・受託金、社協会費、共同募金配分金等を主な財源とする公益性・非営利性が高い団体であり、社協活動は、地域住民、民生委員児童委員、福祉事業者、ボランティア、行政等からの「信頼」があって推進できるものです。

那珂川町社会福祉協議会は、地域住民との協働により、地域福祉課題の把握と解決に努め、「安心して暮らせるふくしのまち」を目指します。また、多様化する地域福祉課題に対応するために、「組織力の強化」、「職員の人間力・専門性の向上」に努めます。そして、組織のガバナンスと財務規律の強化や社協の組織・事業に対しての説明責任を果たし、次の重点項目を通して信頼される社協を目指します。

【重点項目】

I 組織・財務基盤の強化

社会福祉協議会の運営、事業展開には地域住民、福祉事業者、民生委員・児童委員等の「意見」が重要になります。様々な「意見」を社会福祉協議会の活動に反映するために、理事会・評議員会のさらなる活性化に取り組みます。また、各種事業の実践には、安定的な組織体制と財務基盤が重要になることを踏まえ、事務事業の合理化、収支バランスの適正化、安定的な人材確保に努めます。

Ⅱ 地域福祉活動の推進

第3期那珂川町地域福祉推進プランに基づき、住民が住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、地域密着型ふれあい・いきいきサロン活動の新規立ち上げ、住民同士による見守り活動の組織化等の地域福祉活動を支援し、「共に支え合う地域社会」を推進します。

また、生活支援コーディネーター設置事業により、地域住民や関係機関、当事者団体、行政と連携しながら地域の活性化を図るとともに、地域の福祉課題解決に取り組みます。

Ⅲ 福祉教育活動の振興

「誰もが安心して暮らせるふくしのまち」の実現をめざして、家庭や学校、地域が一体となった福祉活動の啓発の機会をつくり、地域住民への福祉の理解と関心を高め、福祉教育の振興を図ります。

Ⅳ ボランティア活動の推進

ボランティアセンターへの個人ボランティア登録者数とボランティア団体数は、令和5年度13名/33団体、令和6年度6名/34団体とボランティア活動が活性化しているとはいえない状況にあります。しかし、地域での見守り活動やふれあい・いきいきサロン等を推進する上で、「ボランティアの力」はますます重要となります。そこで、ボランティア活動の活性化を図るため、活動の担い手となる団体、個人にボランティア情報を提供するとともに、講座の開催によりボランティアの育成を図ります。

また、地域住民の交流の場となるサロン活動を支援し、サロンを活用した生活支援サービスとの連携を進めます。

Ⅴ 相談支援体制の充実

生活福祉資金特例貸付のフォローアップ支援については、生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、生活再建への支援に取り組みます。

また、認知症高齢者等の増加が見込まれることから、日常生活自立支援事業（あすてらす）による福祉サービス利用支援、金銭管理の支援を行います。さらに、成年後見受任に向けた環境整備に取り組みます。

Ⅵ 介護・障害福祉サービス事業の充実

介護報酬の収益の安定を図るよう顧客の獲得に向けたサービスの質の向上や職員の人材の確保・育成・定着を図り、事業ごとの採算性の確保に努めた介護サービス事業の提供をおこないます。

また、社会福祉協議会の介護事業所として地域福祉推進と連携した介護サービス事業を行い、支援困難ケース等の対応には、多職種の関係機関とともに「地域包括ケアシステム」の実践により住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援してまいります。

【会計区分：地域福祉推進事業拠点】

1. 法人運営事業

【R7 年度予算 36,672 千円（前年度 732 千円減）】 【主な財源：町補助金、社協会費】

◇ 法人運営の基盤整備と経営体制の強化

- ・理事会並びに評議員会の開催、監査（内部・外部）の実施をとおり、業務点検、適切な経理事務と不祥事の防止に努めます。
- ・各種法令に基づく諸規程の整備及び適宜改正を行います。
- ・介護サービス事業、障害福祉サービス事業の経営健全化を図るため、事業規模の見直しを検討します。また、各種加算取得に向けた体制整備に努めます。
- ・人事労務管理の適正化を進めるため、システム導入の検討を行います。

◇ 財務基盤の強化

- ・人口減少、行政区未加入世帯の増加により、社協会費は年々減少しています。会員会費制度の周知徹底、賛助会員・特別会員の増強に向けた取り組みを検討します。
- ・共同募金制度や各種補助制度を活用し事業費の確保に努めます。
- ・寄付金の積極的呼びかけを行い、事業費の確保に努めます。
- ・社会保険制度を有効活用し、人件費の圧縮に努めます。

◇ 職員の人材確保・育成・定着

- ・働き方改革に対応した人事・労務管理を行います。また、研修等をとおり、職員間の良好な人間関係づくりに取り組み、働きやすい職場環境を整えます。
- ・職場内研修の実施と外部研修への積極的な参加を推進し、職員がスキルアップできる機会を整えます。あわせて、資格取得費用の一部助成を行います。

2. 企画広報事業

【R7 年度予算 960 千円（前年度 695 千円増）】 【主な財源：社協会費、寄付金、県社協補助金】

◇ 広報・啓発活動の推進

- ・広報誌「ふくしなかがわ」を年6回発行し、町内の福祉活動や社協活動の周知に取り組みます。
- ・ホームページ、X（旧ツイッター）を活用し、リアルタイムで情報を発信します。また、必要な情報を分かりやすく提供できるように、ホームページの運用を検討いたします。
- ・のぼり旗・横断幕を使用し、ふれあい・いきいきサロンやボランティア活動等の社協活動の周知に取り組みます
- ・第4期地域福祉活動計画の策定

3. ボランティアセンター事業

【R7 年度予算 1,256 千円（前年度 217 千円増）】 【主な財源：社協会費】

◇ ボランティアセンター事業（助け合いスマイルセンター）

- ・ボランティア活動のマッチング機能の強化に取り組みます。
- ・各種講座を開催し、ボランティアの養成、啓発活動を行います。

ボランティアサマースクール（小学生）の開催

内容：ユニバーサルスポーツ「ボッチャ」を予定

ボランティア体験支援事業（中・高校生）

内容：町内各施設でのボランティア活動体験を支援

ボランティア関係講座（一般・学生）

内容：傾聴ボランティア養成講座、地域づくり講座等

・ボランティア活動応援事業

ボランティア活動に取り組みやすい環境を整えるため、ボランティア活動保険の保険料を助成します。

対象者：個人でボランティアセンターに登録する方

内容：ボランティア活動保険料350円の助成（初回のみ）

・地域ボランティア活動助成事業

行政区等の地域での人材育成・ボランティア活動を応援するために、活動費の一部を助成します。

◇ ボランティア保険の加入促進・手続

・ボランティア活動保険／ボランティア行事用保険の加入手続きを行います。

大規模災害をはじめとする災害ボランティアの活動では、ボランティア活動保険の加入が必須になるため、重点的な広報を行います。

◇ 福祉体験学習

・学校での出前講座（車いす体験、ボッチャ体験等）開催を積極的に働きかけ、福祉への啓発活動に取り組みます。

・馬頭高校ボランティア部と協力し、パラスポーツ等の啓発活動に取り組みます。

◇ 福祉関係実習の充実

・社会福祉士、介護福祉士等の資格取得に必要となる実習を受け入れ、福祉人材の養成に取り組みます。

・実習指導体制の充実を図るため、資格を有する職員の研修会等への参加を促進します。

4. 共同募金配分金事業

【R7 年度予算 3,247 千円（前年度 324 千円減）】 【主な財源：共同募金配分金】

◇ 共同募金運動の実施

・赤い羽根共同募金運動（10月～12月）の広報活動、募金活動（戸別募金、募金箱設置、学校募金、職域募金等）に取り組みます。

・とちぎ安心生活支援プロジェクト（テーマ型募金）の広報活動、募金活動（1月～3月期募金）に取り組みます。

・町内の事業所と協力し、募金百貨店プロジェクト（商品売上の一部を募金する仕組み）に取り組みます。

◇ 共同募金配分金を活用した事業の実施

高齢者福祉活動分野

・ふれあい・いきいきサロン（地域密着型）を行政区と協力し、継続的に実施します。また、未実施の行政区と協議を行い新規立ち上げに取り組みます。

・乳酸菌飲料宅配による見守り事業を継続して実施します。

・高齢者団体の活動を支援します。

児童、青少年福祉活動分野

- ・児童・生徒ボランティア活動普及助成事業

学校での福祉・ボランティア活動を促進するため、活動費用の助成を行います。

- ・高齢者と子どもの交流事業

こども園での高齢者交流を促進するため、活動費用の助成を行います。

- ・交通安全傘配付

小学校へ入学する児童にお祝い品として交通安全傘を贈呈するとともに、赤い羽根共同募金運動のPRを行います。

- ・子育て関係団体の活動を支援します。

障がい者（児）福祉活動分野

- ・在宅障がい者（児）家族交流事業

外出の機会が少ない在宅障がい者（児）とその家族（介護者）がレクリエーションを通じて、ボランティア及び障がい者の仲間との交流を深めることを目的としてイベントを実施します。

- ・障がい者（児）団体の活動を支援します。

ひとり親家庭福祉活動分野

- ・ひとり親家庭交流事業

仲間づくりや親子のつながり並びに情報交換の場として親睦を深めることを目的に交流事業を実施します。

- ・ひとり親家庭団体等の活動を支援します。

住民全般福祉活動分野

- ・登下校見守り運動事業

老人クラブと協力し、子どもの登下校を見守ります。

- ・福祉まつりの開催

町内の福祉団体、ボランティア団体等の活動発表の機会と福祉・ボランティア活動の啓発を目的に福祉まつりを開催します。

開催時期：令和7年11月頃

- ・「ふくしのまち」ポスター展

赤い羽根共同募金運動の啓発と児童を通じて家庭及び地域社会の福祉意識の高揚を目的に実施します。

- ・災害見舞金（弔慰金）配分事業

自然災害、火災で被災された方に見舞金を配分します。

- ・とちぎ安心生活支援プロジェクト（テーマ型募金）による「子ども食堂」の支援

町内で実施されている「子ども食堂」の活動費を確保するための募金活動に取り組みます。

5. 社会福祉金庫貸付事業

【R7 年度予算 154 千円（前年度 増減なし）】 【主な財源：社協会費、寄付金】

◇ 社会福祉金庫貸付

- ・低所得者及び生活困窮者に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に資金の貸付と償還に必要な相談支援を行います。

対象：低所得世帯（生活保護世帯以外）及び生活困窮者

貸付内容：生活資金、災害資金

6. 善意銀行事業

【R7 年度予算 260 千円（前年度 10 千円増）】 【主な財源：寄付金】

◇ 善意銀行事業

- ・緊急かつやむを得ない事情により困窮している世帯に対して、金銭及び物品等の払出を行います。

対象：低所得世帯（生活保護世帯以外）及び行路人

払出内容：世帯人数や困窮状況に応じて、食料品や光熱費などに払出

7. 地域福祉事業

【R7 年度予算 1,443 千円（前年度 304 千円減）】 【主な財源：社協会費、町補助金】

◇ 子育て支援事業の推進

- ・チャイルドシート等購入費助成金交付事業

お子様の誕生を祝うとともに、健やかな成長の一助となることを願い、チャイルドシート等購入費用の一部を助成します。

- ・子育て広場の開設（馬頭総合福祉センター内サナトリウム）

子育て中の家族が気軽に集まれる場所を作るとともに、子育てに関する情報提供を行います。

対象：乳幼児とその保護者

◇ 高齢者支援事業の推進

- ・ふれあい・いきいきサロン（センター型、地域密着型）を継続的に開催し、高齢者の生きがいづくり、引きこもり予防に取り組みます。

- ・訪問理容サービス事業

寝たきりなどで、理美容店に出向くことが困難な、高齢者・障がい者で、理美容の出張サービスを希望する人に、出張サービスの利用券を配付し、在宅生活を支援します。

内容：年6枚利用券（自己負担500円）を交付

◇ 地域安心確保ネットワーク事業の推進

- ・安心キット設置事業

かかりつけ医や持病、緊急連絡先などを記入できる情報シートを入れた専用のプラスチック容器（安心キット）を配付し、緊急時の迅速な連絡・情報提供体制を整えます。

- ・「ちょっくら見守り活動」の周知

ふだんの生活の中で、お互いがお互いを見守り活動を行うことで、犯罪防止・孤立する方を無くし誰もが安心して暮らせる町づくり推進のため、行政区との打ち合わせ時に周知を行います。

◇ 障がい者(児)支援事業の推進

- ・訪問理容サービス事業（再掲）

◇ 連絡調整事業

- ・借上げバス料金一部助成事業

福祉バスの代替として貸切バス利用料金の一部を助成し福祉団体等の活動を支援します。

対象：福祉団体、行政区、ボランティア団体等

助成金額：上限4万円 程度

◇ 移動支援事業（福祉有償運送）

- ・公共交通機関の利用が困難な方で一定の条件をお持ちの方に対し送迎することにより、病院の通院等の移動をお手伝いするサービスです。

対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証のいずれかの交付を受けた者で利用登録をした者

運行範囲：那須烏山市、さくら市、大田原市、那須塩原市、高根沢町、常陸大宮市、大子町

料金：初乗料金2km 300円、加算料金1km毎 100円

8. 法人後見事業

◇ 法人後見事業

- ・認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方の権利を守るため、家庭裁判所が社会福祉協議会を成年後見人等（保佐人・補助人）に選任した場合、専門員や支援員が定期的に支援を行い、被後見人等の財産管理や必要な福祉サービス、医療が受けられるように、法律面や生活面の保護・支援を行います。

9. 補助事業

【R7年度予算 5,120千円（前年度 131千円増）】 【主な財源：町補助金、受託金】

◇ 在宅障がい者支援事業

- ・福祉機器貸出（有料）

介護保険等の公的サービスの受給対象とならない方に福祉機器を一時的に貸し出し、在宅生活を支援します。

貸出物品：ベッド、車いす、シルバーカー

- ・福祉車両貸出（燃料費のみ実費負担）

社会参加の利便をはかり行動範囲を広げるために、車いすのままで乗降できる福祉車両を貸し出します。

◇ 福祉タクシー事業

- ・高齢者、障がい者が通院する際のタクシー料金の一部を助成します。（詳細な要件が別途あり）

助成方法：タクシー券（500円券/枚）を距離別（～3km未満4,000円/月、3～5km未満4,500円/月、5km以上5,000円/月）で交付

◇ 心配ごと相談事業

- ・日常生活上で抱える解決が難しい問題・トラブル等について、法律に関する専門的な相談に応じ適切な助言・援助を行うことで町民の福祉増進を図ります。

◇ 日常生活自立支援事業（あすてらす）（県社協からの受託事業）

- ・認知症の高齢者や知的障害、精神障害のある方など、判断能力に不安があり福祉サービスの利用や、生活費の管理に困っている方が、地域で安心して生活できるように援助します。
- ・ご本人と社会福祉協議会が契約を結び、支援計画を作成します。福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービスを専門員や支援員が提供します。
- ・日常生活自立支援事業は、ご本人の利用意思があることと、契約内容を理解できることが必要であり、ご本人・ご家族や関係機関へ丁寧な説明を行い、事業の周知を図っていきます。

10. 受託事業

【R7 年度予算 17,887 千円（前年度 5,841 千円減）】 【主な財源：受託金】

◇ 馬頭総合福祉センター管理運営事業

- ・那珂川町からの受託事業として馬頭総合福祉センターの管理運営業務を行います。

内容：受付等に関する業務

施設の利用受付及び案内や説明、鍵の開閉等

環境衛生に関する業務

利用者が快適に施設を利用するための清掃等

設備・機器類の日常的な点検等

◇ 生活福祉資金貸付制度（県社協からの受託事業）

- ・低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、その世帯の安定した生活と経済的自立を図るため、関係機関と連携し、資金の貸付と償還に必要な相談支援を行います。
- ・新型コロナウイルス特例貸付を受けた方に対し、訪問、来所、電話等によりフォローアップ支援を行います。

貸付資金の種類：総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

◇ 生活支援コーディネーター設置事業（町からの受託事業）

- ・高齢者を主に、つながりの中で助け合いながら、住み慣れた地域で自分らしく生活できるまちを目指して、地域住民と一緒に地域の困りごとや、生活課題などについて考え、課題解決ができる地域づくりを推進していく事業です。その調整役となる生活支援コーディネーターを配置し、支え合いの仕組みづくりや支え合い活動に参加する人を増やしていく取り組み、困りごとと取り組みのマッチング等を行います。

◇ 介護予防普及啓発事業（町からの受託事業）

- ・高齢者が身近な場所に集い、運動や交流等をとおして介護予防や閉じこもり等の防止を推進するとともに、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活が営めるよう実施します。

◇ 日本赤十字社事業の推進

- ・日赤那珂川町分区として、赤十字活動の広報、日赤活動資金募集、災害時の救援活動（見舞金や救援物資の支給）、救急法等の普及啓発活動を行います。

【会計区分：障害福祉サービス事業拠点】

11. 居宅介護等事業

【R7 年度予算 2,300 千円（前年度 1,600 千円減）】 【主な財源：障害福祉サービス報酬】

◇ 居宅介護事業〔障害者総合支援法〕

- ・在宅で生活する障がい者に対して訪問介護員が訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活支援（生活援助）等を行います。
- ・移動支援事業（福祉有償運送）の実施（再掲）

12. 相談支援事業

【R7 年度予算 4,646 千円（前年度 1,735 千円増）】 【主な財源：障害福祉サービス報酬】

◇ 一般相談支援事業

- ・地域移行支援
精神科病院や障害者支援施設等から退院・退所を希望される方に対し、地域移行支援計画を作成します。
地域にある障害福祉サービスの体験や、地域で暮らすために必要な支援を行います。
- ・地域定着支援
単身等で生活する障がい者に対して、地域定着支援計画を作成します。
常時の相談支援体制を確保して、障がいの特性により生じた不安への対応や緊急事態等に支援を行います。

◇ 特定相談支援事業

- ・計画相談支援
障害福祉サービスの利用を希望する方に対し、障害福祉サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行い、適切な障害福祉サービスを利用できるように支援します。また、各研修会や連絡会に参加し相談支援専門員の人材育成を推進します。

【会計区分：介護保険事業拠点】

13. 訪問介護事業

【R7 年度予算 15,789 千円（前年度 319 千円増）】 【主な財源：介護報酬】

【主な財源：介護報酬、受託金】

◇ 訪問介護事業〔介護保険〕

- ・要介護認定を受けた方の家庭に訪問介護員が訪問し、在宅で生活できるように、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活支援（生活援助）等を行います。

◇ 第1号訪問事業〔総合事業（町）〕

- ・要支援1・2、事業対象者と認定を受けた方の家庭に訪問介護員が訪問し、可能な限り自ら家事などを行うことができるように日常生活の自立に向けて支援を行います。

◇ 特例ホームヘルパー派遣事業

- ・他制度等の対象にならないが、ホームヘルパーの派遣を行わないと在宅における生活等が困難な方に対して、訪問介護員が入浴・排泄・食事等の介護及び日常生活上の支援を行います。

◇ 資質向上のための研修等

- ・資質向上のため県や県社協等が主催する研修会への積極的に参加します。また、事業所内自主研修会を開催し、スキルアップに努めます。

14. 通所介護事業

【R7 年度予算 42,116 千円（前年度 1,462 千円増）】 【主な財源：介護報酬】

◇ 通所介護事業〔介護保険〕

- ・要介護認定を受けた方に、自立した日常生活を送ることを目標にレクリエーションや機能訓練等をおこないます。また同時に、家族の介護負担の軽減を図ります。

◇ 第1号通所事業〔総合事業（町）〕

- ・要支援1・2、事業対象者と認定を受けた方に、心身機能の維持や向上を通じ、介護予防を図ります。

◇ 資質向上のための研修等

- ・資質向上のため県や県社協等が主催する研修会への積極的に参加します。また、事業所内自主研修会を開催し、スキルアップに努めます。

15. 居宅介護支援事業

【R7 年度予算 19,915 千円（前年度 2,412 千円増）】 【主な財源：介護報酬】

◇ 居宅介護支援事業

- ・要介護認定を受けた方、またはその家族が、安心して在宅サービスを利用できるように、本人・家族の希望を伺い、本人の心身の状況にあったケアプランを作成し、そのプランに基づいて各関係機関への連絡調整を行います。
- ・介護予防サービス計画作成等事業（町からの受託事業）
要支援1・2又は事業対象者に対して、保健・医療・福祉サービスの適正な利用等ができるように居宅サービス計画を作成します。

◇ 資質向上のための研修等

- ・資質向上のための研修会（更新・専門（Ⅰ・Ⅱ）研修）に参加するとともに、他事業所と共同で行う研修会を開催するなど、スキルアップに努めます。